

【デイサービスセンターぎおうの里利用料金】 令和元年10月1日現在

※ 端数処理のため若干の誤差が生じる場合があります。

●自己負担が1割

(1) 要介護認定を受けておられる方：通常規模型通所介護費（7時間以上8時間未満の場合）（1日あたりの概算）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
要介護度単位	648	765	887	1,008	1,130
加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ □ ※1 12				
① 1日あたりの単位数（②、③を除く）	660	777	899	1,020	1,142
② 介護職員処遇改善加算Ⅰ（①×5.9%） ※2	39	46	53	60	67
③ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ（①×1.0%） ※2	7	8	9	10	11
④ 1日あたりの単位数合計（①+②+③）	706	831	961	1,090	1,220
⑤ 1日あたりの金額（④×10.14円）	7,158円	8,426円	9,744円	11,052円	12,370円
⑥ 1日あたりで介護保険から給付される金額（④の9割）	6,442円	7,583円	8,769円	9,946円	11,133円
⑦ 1日あたりの自己負担額（⑤-⑥）	716円	843円	975円	1,106円	1,237円
⑧ 昼食代	650円				
1日あたりの費用の合計（⑦+⑧）	1,366円	1,493円	1,625円	1,756円	1,887円

※1 介護福祉士を手厚く配置していることによる加算

※2 介護職員等の処遇改善に取り組む事業所に対する加算

※ 当施設利用料概算は上記の通りですが、下記に該当する場合は、その金額が加算されます

入浴介助加算	51 円/日	入浴介助を行った場合
若年性認知症利用者受入加算	61 円/日	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合
口腔機能向上加算	153 円/回	口腔機能向上サービスを実施した場合（月2回限度）
認知症加算	61 円/日	一定の基準に基づき、認知症の利用者に対してサービスを提供した場合

(3) 保険給付外サービス利用料金

	利用者負担金	備 考	
日常生活等に要する費用	サービス提供記録の複写物の交付	1枚 10円	
	医療処置消費材料費	実費	原則として医療処置材料はご持参ください
	クラブ活動等の材料費	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	外出行事等の費用	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	施設内喫茶の費用	実費	
	利用者の希望や必要に応じて提供する嗜好品、その他の費用	実費	

(4) サービス中止時の料金

①	利用予定日以前の中止	前日の午後5時30分までに連絡いただいた場合、食事代は頂きません。
②	利用当日の中止	当日キャンセルする食事代を頂きます。
③	利用途中の中止	実際に利用された基本料金及び、実際に提供されたサービス料金その他、当日キャンセルする食事代をいただきます。

(注1) 介護給付費体系の変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

(注2) 日常生活等に要する費用について、経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容をご説明します。

【デイサービスセンターぎおうの里利用料金】 令和元年10月1日現在

※ 端数処理のため若干の誤差が生じる場合があります。

●自己負担が2割（一定以上の所得のある方）

(1) 要介護認定を受けておられる方：通常規模型通所介護費（7時間以上8時間未満の場合）（1日あたりの概算）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
要介護度単位	648	765	887	1,008	1,130
加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ □ ※1 12				
① 1日あたりの単位数（②、③を除く）	660	777	899	1,020	1,142
② 介護職員処遇改善加算Ⅰ（①×5.9%） ※2	39	46	53	60	67
③ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ（①×1.0%） ※2	7	8	9	10	11
④ 1日あたりの単位数合計（①+②+③）	706	831	961	1,090	1,220
⑤ 1日あたりの金額（④×10.14円）	7,158円	8,426円	9,744円	11,052円	12,370円
⑥ 1日あたりで介護保険から給付される金額（④の8割）	5,726円	6,740円	7,795円	8,841円	9,896円
⑦ 1日あたりの自己負担額（⑤-⑥）	1,432円	1,686円	1,949円	2,211円	2,474円
⑧ 昼食代	650円				
1日あたりの費用の合計（⑦+⑧）	2,082円	2,336円	2,599円	2,861円	3,124円

※1 介護福祉士を手厚く配置していることによる加算

※2 介護職員等の処遇改善に取り組む事業所に対する加算

※ 当施設利用料概算は上記の通りですが、下記に該当する場合は、その金額が加算されます

入浴介助加算	102 円/日	入浴介助を行った場合
若年性認知症利用者受入加算	122 円/日	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合
口腔機能向上加算	305 円/回	口腔機能向上サービスを実施した場合（月2回限度）
認知症加算	122 円/日	一定の基準に基づき、認知症の利用者に対してサービスを提供した場合

(3) 保険給付外サービス利用料金

	利用者負担金	備 考	
日常生活等に要する費用	サービス提供記録の複写物の交付	1枚 10円	
	医療処置消費材料費	実費	原則として医療処置材料はご持参ください
	クラブ活動等の材料費	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	外出行事等の費用	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	施設内喫茶の費用	実費	
	利用者の希望や必要に応じて提供する嗜好品、その他の費用	実費	

(4) サービス中止時の料金

①	利用予定日以前の中止	前日の午後5時30分までに連絡いただいた場合、食事代は頂きません。
②	利用当日の中止	当日キャンセルする食事代を頂きます。
③	利用途中の中止	実際に利用された基本料金及び、実際に提供されたサービス料金その他、当日キャンセルする食事代をいただきます。

(注1) 介護給付費体系の変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

(注2) 日常生活等に要する費用について、経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容をご説明します。

【デイサービスセンターぎおうの里利用料金】 令和元年10月1日現在

※ 端数処理のため若干の誤差が生じる場合があります。

●自己負担が3割（現役並みの所得のある方）

（1）要介護認定を受けておられる方：通常規模型通所介護費（7時間以上8時間未満の場合）（1日あたりの概算）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
要介護度単位	648	765	887	1,008	1,130
加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ □ ※1 12				
① 1日あたりの単位数（②、③を除く）	660	777	899	1,020	1,142
② 介護職員処遇改善加算Ⅰ（①×5.9%） ※2	39	46	53	60	67
③ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ（①×1.0%） ※2	7	8	9	10	11
④ 1日あたりの単位数合計（①+②+③）	706	831	961	1,090	1,220
⑤ 1日あたりの金額（④×10.14円）	7,158円	8,426円	9,744円	11,052円	12,370円
⑥ 1日あたりで介護保険から給付される金額（④の7割）	5,010円	5,898円	6,820円	7,736円	8,659円
⑦ 1日あたりの自己負担額（⑤-⑥）	2,148円	2,528円	2,924円	3,316円	3,711円
⑧ 昼食代	650円				
1日あたりの費用の合計（⑦+⑧）	2,798円	3,178円	3,574円	3,966円	4,361円

※1 介護福祉士を手厚く配置していることによる加算

※2 介護職員等の処遇改善に取り組む事業所に対する加算

※ 当施設利用料概算は上記の通りですが、下記に該当する場合は、その金額が加算されます

入浴介助加算	153 円/日	入浴介助を行った場合
若年性認知症利用者受入加算	183 円/日	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合
口腔機能向上加算	457 円/回	口腔機能向上サービスを実施した場合（月2回限度）
認知症加算	183 円/日	一定の基準に基づき、認知症の利用者に対してサービスを提供した場合

（3）保険給付外サービス利用料金

	利用者負担金	備 考	
日常生活等に要する費用	サービス提供記録の複写物の交付	1枚 10円	
	医療処置消費材料費	実費	原則として医療処置材料はご持参ください
	クラブ活動等の材料費	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	外出行事等の費用	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	施設内喫茶の費用	実費	
	利用者の希望や必要に応じて提供する嗜好品、その他の費用	実費	

(4) サービス中止時の料金

①	利用予定日以前の中止	前日の午後5時30分までに連絡いただいた場合、食事代は頂きません。
②	利用当日の中止	当日キャンセルする食事代を頂きます。
③	利用途中の中止	実際に利用された基本料金及び、実際に提供されたサービス料金その他、当日キャンセルする食事代をいただきます。

(注1) 介護給付費体系の変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

(注2) 日常生活等に要する費用について、経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容をご説明します。